

令和2年4月1日以降、

## 「海外派遣に関する報告書」を 提出する必要は無くなります

厚生労働省では、事業主の皆さまの事務負担を減らすため、行政手続きの簡素化を進めています。今回、「労災保険特別加入制度」に関する手続きを改正し、海外派遣に関する報告書の提出を廃止することとなりました。

そのため、令和2年4月1日以降、特別加入申請書（海外派遣者）または特別加入に関する変更届（海外派遣者）を提出し、労災保険特別加入をする海外派遣者については、「海外派遣に関する報告書」を提出する必要は無くなります。

### 海外派遣に関する報告書の廃止に伴う注意事項

1. 以下のケースの場合は、特別加入に関する変更届（様式第34号の12）を所轄労働局長（所轄労働基準監督署長経由）に届け出てください。

- 特別加入者の要件に該当しなくなった方※がいる場合（全員が脱退する場合を除く）

※ 派遣期間の終了により日本に帰国した方については、  
**「特別加入に関する変更届（様式第34号の12）」の提出が必要です！**  
帰国後は、速やかに所轄労働基準監督署にご提出ください。

2. 特別加入申請書（様式第34号の11）、特別加入に関する変更届（様式第34号の12）を作成する際は、下記の点にご注意をお願いします。

- 「派遣先の事業において従事する業務の内容」の欄には、**従事する業務の内容、地位・役職名を必ず記載する。**
- 特別加入予定者（または新たに特別加入者になった方）が、派遣先の事業場で使用される労働者以外の方（例：派遣先事業の代表者、役員など）の場合（または、既に派遣先の事業場で使用されている労働者が、労働者以外の方になった場合）には、「派遣先の事業において従事する業務の内容」の欄に、**該当する派遣先の事業の種類、事業に関する労働者の人数と労働者の所定の始業・終業の時刻を併せて記載する。**